

第 1 回 松戸市新焼却施設詳細調査検討会

<概要>

開催日	令和 7 年 6 月 20 日（金）
開催時間	午後 2 時から午後 2 時 30 分まで
開催場所	松戸市 和名ヶ谷クリーンセンター 4 階会議室
委員	北野幸樹、江曉歆、寺内清修、難波悠、八鍬浩
事務局	松戸市 環境部 清掃施設整備課 富樫課長、児山課長補佐、森田主査、内田主任主事、正村主任主事、伊藤主事 パシフィックコンサルタンツ株式会社 4 名
傍聴者	2 名
会議次第	1 開 会 2 委員紹介 3 議題 （１）検討会の進め方について【資料 1】 （２）検討会の開催目的及びスケジュールについて【資料 2】 （３）新焼却施設整備事業の概要について【資料 3】 （４）参考見積徴収及び市場調査の実施内容について【資料 4】 （５）その他 4 閉会
配布資料	・資料 1 松戸市新焼却施設詳細調査検討会の進め方 ・資料 2 松戸市新焼却施設詳細調査検討会の開催目的及びスケジュール ・資料 3 松戸市新焼却施設整備事業 概要 ・資料 4 松戸市新焼却施設整備事業に係る参考見積徴収及び市場調査の実施について ・参考資料 1 松戸市新焼却施設詳細調査検討会 設置要綱 ・参考資料 2 松戸市新焼却施設詳細調査検討会 参加者名簿 ・参考資料 3 松戸市新焼却施設詳細調査検討会 傍聴要領 ・参考資料 4 松戸市情報公開条例 第 32 条抜粋 ・参考資料 5 審議会等の会議の公開等に関する要綱

1 開 会

(事務局より開会)

2 委員紹介

(各委員より自己紹介)

(事務局より自己紹介)

3 議題

(1) 検討会の進め方について【資料 1】

事務局 (資料 1 より説明)

委員 (特に質疑なし)

事務局 事務局として、議題(3)(4)は、松戸市情報公開条例第7条第3号アの非開示情報に該当するため、同条例第32条第1号の規定により非公開とすべきと考えるが、異議がないか。

委員 異議なし。

事務局 議題(3)(4)を非公開とする。

(2) 検討会の開催目的及びスケジュールについて【資料 2】

事務局 (資料 2 より説明)

委員 (特に質疑なし)

事務局 事務局として、第2回検討会はその議題全てが松戸市情報公開条例第7条第3号アの非開示情報に該当するため、同条例第32条第1号の規定により非公開とすべきと考えるが、異議がないか。

委員 異議なし。

事務局 第2回検討会の全ての議題を非公開とする。

(3) 新焼却施設整備事業の概要について【資料 3】

事務局 (資料 3 により説明)

八鍬浩委員 ごみ処理施設の施設規模 402t とされ、基本構想でもその算出方法が示されている。これから、精査されるとのことであるが、その他のプラスチックは可燃物として取り扱うこととして問題はないのか。

事務局 本事業においては、製品プラスチックの資源化の経過措置を受けられることから、その他のプラスチックは可燃物として取扱うことで、施設規模の算定に見込んでいる。経過措置が適用されることを県に確認しており、問題ないとの回答を得ている。

八鍬浩委員 その他のプラスチックを見込むことが問題ないのであれば、402t の施設規模は問題ないと考える。災害廃棄物処理能力は 10% を上限としているが、例えば 366t の 10% だと 402.6t となるため、36.6t が災害廃棄物処理能力という記載も含めて、適切な算定・記載が望ましい。原案での異論はない。

事務局 今後の計画策定の参考とする。

(4) 参考見積徴収及び市場調査の実施内容について【資料4】

事務局 (資料4より説明)

委員 (特に質疑なし)

(5) その他

寺内清修委員 資料3の事業スケジュールについて、仮に事業方式がBT0になった場合、事業者選定スケジュールの変更が想定されるが、設計・建設期間まで含めた全体事業工程に問題はないとの想定か。

事務局 事業者選定については、委員の指摘のとおり今後の事業方式の決定により事業者選定期間の調整は想定されるが、建設工事期間の変更等は想定していない。

寺内清修委員 意義なし。

寺内清修委員 資料4について、参考見積徴収が6月から8月の2か月とされているが、プラントメーカーの対応は可能か。

事務局 過年度の調査においても同様の徴収期間で実施しており、回答は受領している。弾力的な運用を考えている。

寺内清修委員 意義なし。

事務局 第2回検討会は、9月頃に開催予定である。

4 閉会